

経済産業省

20230308財資第8号

安定供給確保支援基金補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年3月10日

経済産業大臣 西村 康稔

安定供給確保支援基金補助金交付要綱

(通則)

第1条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）に対する安定供給確保支援基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、機構が、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号。以下「機構法」という。）第19条の2第1項の規定に基づき、安定供給確保支援基金（以下「基金」という。）を造成し、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第42条第1項に規定する業務（同条第2項の規定による指定に係るものに限る。）を行うことで、認定供給確保事業（同法第11条第1項に規定する認定供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業をいう。）を促進することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 経済産業大臣（以下「大臣」という。）は、機構が基金を造成し、別途定める「安定供給確保支援基金補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める安定供給確保支援基金事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

(交付の申請手続)

第4条 機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

2 機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 機構は、前条第1項の規定に基づく補助金の交付申請、同条第2項の規定に基づく変更交付申請、第8条の規定に基づく補助金の支払請求、第11条の規定に基づく状況報告、第14条第1項の規定に基づく実績報告等、第18条第3項の規定に基づく取得財産等の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)又は第22条第1項の規定に基づく基金の残余额の報告については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく要求、第15条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令、第18条第3項の規定に基づく承認又は第22条の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(交付決定の通知)

第7条 大臣は、第4条第1項又は第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書(様式第3)を機構に送付するものとする。

2 第4条第1項又は第2項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 機構は、前条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払を受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第4)を大臣に提出しなければならない。

(基金の基本的事項の公表等)

第9条 機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、実施要領に定める事項について公表しなければならない。

2 機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(基金の経理等)

第10条 機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書(様式第5)を作成し、会計帳簿とともに、基金事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(状況報告)

第11条 機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第6）を大臣に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 大臣は、基金の管理・運用又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 機構が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 機構が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合
 - 三 機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 機構が、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
 - 五 前4号までに掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消し、又は変更を行った場合において、既に当該取消し、又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(実績報告)

第14条 機構は、基金の造成が完了した日から起算して30日を経過した日（前条第1項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第7）を大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の期日については、大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

- 2 大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納にかかる金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(契約及び交付等)

- 第16条 機構は、基金事業を実施するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額100万円未満のものを除く。）又は助成金の交付をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方又は助成金の交付先としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事業者でなければ基金事業の実施が困難又は不相当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方又は助成金の交付先とすることができる。
- 2 大臣は、機構が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方又は助成金の交付先としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
- 3 前2項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請け負わせ、委託し、助成金を交付し、又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

(財産の管理等)

- 第17条 機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 機構は、取得財産等について、様式第8による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 機構は、当該年度に取得財産等があるときは、実施要領に定める報告（毎年度、翌年度の6月30日までにを行う報告に限る。）を行う際に様式第9による取得財産等管理明細表を提出しなければならない。

(財産の処分の制限等)

- 第18条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第13条第1号から3号までに定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の機械、器具及びその他の財産とする。
- 2 前項の規定により財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
- 3 機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(情報管理及び秘密保持)

- 第19条 機構は、基金事業の実施に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的

又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先その他の第三者の秘密情報（基金事業関係者が取得した個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに、経済産業省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。
 - 一 機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - 二 機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - 三 機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの
 - 四 機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの
 - 五 機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの
- 3 機構は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。
- 4 本条の規定は基金事業の完了後も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第20条 機構は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（協力事項）

第21条 機構は、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席、その他経済産業省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において経済産業省に協力するものとする。

（基金の廃止等）

- 第22条 機構は、基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余額を大臣に報告し、その指示を受けて、これを国庫に返還しなければならない。
- 2 機構は、基金の廃止後において、基金事業に係る契約の相手方又は助成金の交付先から返還金を受け取った場合には、これを国庫に返還しなければならない。

（その他）

第23条 本要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年3月10日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、基金事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金交付申請書

安定供給確保支援基金補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 基金の管理・運用方法及び事業実施内容・体制を明らかにした書類
- (2) 直近2年間の事業報告書及び決算報告(又は事業計画及び収支予算)

(様式第2)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金変更交付申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた安定供給確保支援基金補助金について、安定供給確保支援基金補助金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円
(既交付決定額 金 円)
2. 変更を受けようとする理由
3. 添付書類
基金管理状況を示した書類

(様式第3)

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

経済産業大臣 名

安定供給確保支援基金補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号をもって申請のありました安定供給確保支援基金補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、年 月 日付け第 号で申請のありました安定供給確保支援基金補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）に記載のとおりとします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

補助金の額	金	円
-------	---	---
3. 本補助金は、以下に掲げる事項を条件として交付するものとします。
 - 一 委託先及び交付先の事業者の指導・監督を含め、基金事業が適正かつ円滑に実施されるよう、最大限務めること。
 - 二 基金事業の実施状況について、経済産業省から求められた場合には、速やかに報告すること。
4. 事業に係る実績報告は、安定供給確保支援基金補助金交付要綱第14条第1項に定めるところにより行わなければなりません。
5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とします。

責任者：課長 名

担当者：課 名

電話： (内線)
(直通)

(様式第4)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金支払請求書

安定供給確保支援基金補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 支払請求額 金 円
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第5)

安定供給確保支援基金補助金交付調書

法人名 _____

(単位：円)

国		法人						備考
歳出予算科目	交付決定額	収入			支出			
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	支出済額	

(注1) 「法人」の欄の「科目」欄は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき主務大臣に届け出る年度計画に定める区分に従って記載すること。

(注2) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第6)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金状況報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた安定供給確保支援基金補助金について、安定供給確保支援基金補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金事業の実施状況
2. 基金の収支状況

(様式第7)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けた安定供給確保支援基金補助金について、安定供給確保支援基金補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金の造成が完了した日 年 月 日

2. 交付決定額 金 円

3. 基金の造成額 金 円

4. 添付書類

- (1) 基金の造成を確認できる書類
- (2) 機構の収入状況が分かる書類

(様式第8)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第18条第1項に定める財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)不動産、(イ)船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ)(ア)(イ)に掲げるものの従物、(エ)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ)無形資産、(カ)開発研究用資産、(キ)その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第18条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第9)

取得財産等管理明細表 (年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限 期間	保管場所	補助率	備考
				円	円					

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第18条第1項に定める財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 処分制限期間は、本交付要綱第18条第2項に定める期間を記載すること。

(様式第10)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

補助事業者 住所
氏名 法人にあつては名称
及び代表者の氏名

安定供給確保支援基金補助金財産処分承認申請書

安定供給確保支援基金補助金交付要綱第18条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

①処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

②処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2. 処分理由